

2023年12月6日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

## 当座勘定規定改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、払戻請求書による当座預金出金の取扱開始に伴い、当座勘定規定（一般当座用）を改定いたします。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。なお、2024年3月29日（金）をもちまして、当座預金口座開設の新規受付を停止いたします。

### 1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般当座用）

### 2. 改定内容

以下の条項を改定いたします。

（下線部改定）

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
| <p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>   | <p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b></p> <p>①～②（省略）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</p>  |
| <p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>②～③（省略）</p> | <p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>②～③（省略）</p> |

### 3. 改定日

2024年4月1日（月）

以上